

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保すること。

(3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

(5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

(6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を講じること。

(7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修制度へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、自治体病院の開設に係る地方交付税の拡充や病院事業債等の繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。

さらに、地方公営企業繰出金の繰出し基準について、実態に即した見直しを図ること。

- (2) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。
- (3) 病診連携を進めるため、電子カルテの広域化等、医療分野のIT化を推進すること。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応やかかりつけ医療機関への受診励行等、救急医療従事者の負担を軽減するための対策を講じること。

- (2) 救命救急センターについて、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 総合周産期母子医療センターと救急医療機関等との相互連携・協力体制について、一層の推進を図ること。

4. がん対策について

- (1) がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなどがん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体の実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) 陽子線治療について、医療保険の給付対象とすること。

5. 感染症対策について

- (1) 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型(H i b)及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。
また、任意接種ワクチンを希望する全ての者が接種できるよう、安定供給のための対策を講じること。
- (2) 都市自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、既に定期接種化されている予防接種を含め、国において、十分な財政支援策を講じること。
また、被接種者の負担軽減を図るため、混合ワクチンの開発や同時接種についても検討すること。
- (3) 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。
- (4) 定期接種化されるまでの間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を継続するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 国が設定しているワクチン接種の基準単価について、実勢流通価格を見直し、基準単価の引下げを図ること。
- (6) 医学的判断により生後6ヶ月以降1歳に達するまでの期間に行われるBCG接種について、定期接種として位置付けること。
- (7) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。
- (8) 日本脳炎の定期予防接種について、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した者に対する、計画的な接種を進めるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。
- (9) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。
また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。
- (10) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、肝炎治療特別促進事業を継続実施するとともに、自己負担額の引下げや助成範囲の拡大を図るなど、肝炎患者に対する支援を充実すること。
- (11) ポリオの予防接種ワクチンについて、早急に不活化ワクチンの接種を可能とす

ること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、必要な支援措置を講じること。

また、不育症に係る治療費等についても、必要な支援措置を講じるとともに、相談体制を充実すること。

8. 総合的な難病対策を図るため、研究体制を充実するとともに、十分な財政措置を講じ、対象疾患の拡大を図ること。

9. 都市自治体が行う 40 歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。

また、国において総合的な健康づくり施策を主導するとともに、国民の意識醸成を図ること。

さらに、健康寿命について、簡易に算出できる標準を早期に確立すること。

10. 都市自治体において、科学的根拠に基づいた健康施策を実施するため、健康診査等の情報の総合的解析が可能となるよう、支援策を講じること。

11. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。

12. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境整備を図ること。

13. 災害復旧作業の長期化に備え、周辺病院のバックアップ体制を確保するため、災害拠点病院における必要な燃料、食料等の備蓄に対し、財政措置の充実を図ること。

14. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地における病院の新規立地について、医療計画上の病床規制を緩和すること。
- (2) 被災した医療機関の早期再建や常勤医師の地域的偏在の是正に向けた取組みを強化するとともに、地域住民が安心して暮らせる医療環境の充実に努めること。
- (3) 医療施設における自家発電設備の整備促進について、財政措置の充実に努めること。